

## 八尾市製造業者サポート給付金事業事務取扱要領

### (趣旨)

第1 八尾市製造業者サポート給付金事業の運用については、八尾市製造業者サポート給付金事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (対象外となる法人)

第2 要綱第3条第1号に規定する別に定める法人とは、次に定める法人とする。

- (1) 国又は地方公共団体が出資する法人
- (2) 八尾市の外郭団体
- (3) みなし大企業（発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の会社をいう。）が所有しているもの、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているものいう。）

### (従業員の数)

第3 要綱に規定する従業員の数とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する「短時間労働者」及び同条第2項に規定する「有期雇用労働者」のうち1年未満の期間の労働契約を行っている者を除いた従業員の数とする。

### (売上の考え方)

第4 要綱に規定する売上とは、法人については、原則、確定申告書（法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）の法人事業概況説明書の「売上高」に記載されている金額とする。

個人事業主については、原則、確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の「事業」欄⑦に記載されている額とする。

ただし、売上が「事業」欄ではなく「給与」欄⑧もしくは、「雑所得」欄⑨に記載されている場合でも、専業であり継続的に事業活動（申請にかかる事業に限る。）を行っていることが証明できる書類及び理由書を提出し、審査の結果、「事業収入」であると認められた場合に限り、支給対象とする。なお、複数の事業を実施している場合、対象事業だけでなく全事業の売上の総額をもって判断する。

### (売上の比較対象となる月)

第5 要綱第4条第3号に規定する指定する月とは、令和2年7月、8月又は9月とする。

(創業後1年未満の場合、売上の比較対象となる月)

第6 要綱第4条第3号に規定する別に定める基準とは、次のとおりとする。

- (1) 令和元年7月2日から令和元年8月1日の間に開業した場合  
令和2年8月又は9月の1か月間の売上と前年同月の売上
- (2) 令和元年8月2日から令和元年9月1日の間に開業した場合  
令和2年9月の売上と前年同月の売上
- (3) 令和元年9月2日から令和元年12月1日の間に開業した場合  
開業日の翌月以降12月までの平均月間売上(ただし、開業日が各月の1日である場合は、開業日の属する月以降12月までの平均月間売上とする。)と令和2年7月、8月又は9月の売上
- (4) 令和元年12月2日から令和2年5月31日の間に開業した場合  
開業日の翌月以降令和2年6月までの平均月間売上(ただし、開業日が各月の1日である場合は、開業日の属する月以降6月までの平均月間売上とする。)と令和2年7月、8月又は9月の売上
- (5) 令和2年6月1日から令和2年6月30日の間に開業した場合  
令和2年6月の売上(令和2年6月2日以降に開業した場合は、令和2年6月の売上額を開業日から令和2年6月30日までの営業日数で除し、30を乗じたものを1か月間の売上額とする。)と令和2年7月、8月又は9月の売上

(申請期間)

第7 交付申請期間について、電子申請を行う場合は、令和2年9月7日から同年10月31日までとする。また、郵送申請については、10月31日当日消印有効とする。なお、郵送申請については、「レターパックライト」で行うこと。

(売上の減少を確認できる書類)

第8 売上の減少を確認できる書類とは、次に定めるとおりとする。ただし、令和2年7月2日から令和2年6月30日までに開業した場合の書類は、第9に定めるとおりとする。また、書類には「会社名又は屋号」、「代表者名」及び「何年何月の売上か」を記入すること。

- (1) 令和元年7月と令和2年7月を比較する場合は令和元年7月の売上が分かる書類と令和2年7月の売上がわかる書類
- (2) 令和元年8月と令和2年8月を比較する場合は令和元年8月の売上が分かる書類と令和2年8月の売上がわかる書類
- (3) 令和元年9月と令和2年9月を比較する場合は令和元年9月の売上が分かる書類と令和2年9月の売上がわかる書類  
令和元年7月、8月又は9月の月別売上がわかる書類は、「法人事業概況説明

書(裏面)」、「青色申告決算書」又は帳簿等(月次試算表、売上台帳など)とする。  
また、令和2年7月、8月又は9月の月別売上が分かる書類は、帳簿等(月次試算表、売上台帳など)とする。

(令和元年7月2日から令和2年6月30日までに開業した場合の確認書類)

第9 令和元年7月2日から令和2年6月30日までに開業した場合の売上の減少を確認できる書類は次に定めるとおりとする。また、書類には「会社名又は屋号」、「代表者名」及び「何年何月の売上か」を記入すること。

- (1) 令和元年7月2日から令和元年8月1日の間に開業した場合  
令和2年8月及び令和元年8月の売上がわかる書類又は令和2年9月及び令和元年9月の売上が分かる書類
- (2) 令和元年8月2日から令和元年9月1日の間に開業した場合  
令和2年9月及び令和元年9月の売上が分かる書類
- (3) 令和元年9月2日から令和元年12月1日の間に開業した場合  
開業日の翌月以降12月までの売上が分かる書類(ただし、開業日が各月の1日である場合は、開業日の属する月以降12月までの売上がわかる書類とする。)及び令和2年7月、8月又は9月の売上が分かる書類
- (4) 令和元年12月2日から令和2年5月31日の間に開業した場合  
開業日の翌月以降令和2年6月までの売上が分かる書類(ただし、開業日が各月の1日である場合は、開業日の属する月以降6月までの売上が分かる書類とする。)及び令和2年7月、8月又は9月の売上が分かる書類
- (5) 令和2年6月1日から令和2年6月30日の間に開業した場合  
令和2年6月の売上が分かる書類と令和2年7月、8月又は9月の売上がわかる書類

(法人の場合の製造活動を行っていることがわかる書類)

第10 法人の場合の令和2年6月30日以前から製造活動を行っていることがわかる書類とは、確定申告書の写し(「法人税確定申告書別表一(一)」及び「法人事業概況説明書」)(税務署の受付印のあるもの又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを添付(確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要。))及び履歴事項全部証明書(登記簿謄本)とする。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施されている確定申告期限の延長措置により、確定申告が未済の場合は、前期分の確定申告書を提出すること。

なお、確定申告書の写しが提出できない場合は、次のいずれかの書類を提出することとする。

- (1) 納税証明書(その2)の写し…税務署発行のもの

(2) 法人事業税申告書の写し（府税事務所の受付印のあるもの）

(3) 法人住民税申告書の写し（市の受付印のあるもの）

受付印がない確定申告書がある場合は、その写しも併せて提出すること。

（個人事業主の場合の製造活動を行っていることがわかる書類）

第 11 個人事業主の場合の令和 2 年 6 月 30 日以前から製造活動を行っていることがわかる書類とは、確定申告書の写し（「確定申告書 B 第一表」及び「所得税青色申告決算書（青色申告の場合）」又は「収支内訳書（白色申告）」）（税務署の受付印のあるもの又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを添付（確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要。））及び製造実態が分かる写真とする。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施されている確定申告期限の延長措置により、令和元年分の確定申告が未済の場合は、平成 30 年分の確定申告書を提出すること

なお、確定申告書の写しが提出できない場合は、次のいずれかの書類を提出することとする。

(1) 納税証明書（その 2）の写し（税務署発行のもの）

(2) 法人事業税申告書の写し（府税事務所の受付印のあるもの）

(3) 住民税申告書の写し（市の受付印のあるもの）

(4) 課税（所得）証明書の写し（市町村発行のもの）

受付印がない確定申告書がある場合は、その写しも併せて提出すること。

また、令和 2 年 1 月 1 日～6 月 30 日に開業した場合又は開業後未決算の場合は、開業届の写し（税務署受付印があるもの）を提出すること。

（市内に製造現場を有していることを証する書類）

第 12 八尾市内に製造現場を有していることを証する書類とは、次のいずれかとする。

(1) 建物の登記事項証明書の写し

(2) 事業所の物件の賃貸借契約書の写し（使用目的の記載があるもの）

(3) （許認可が必要な業種については）許認可を証する書類の写し

(4) その他、製造現場であると判断できる書類

（振込口座の情報が確認）

第 13 振込口座の情報が確認できる書類とは、法人の場合は、法人名義の通帳の写し（金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、種別（普通・当座）、口座番号、口座名義人が記載されているページ。）個人事業主の場合は、個人事業主名義の金融機関の通帳の写し（金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、種別（普通・当座）、口座番号、口座名義人が記載されているページ。）とする。なお、通帳不発行の場合は、キ

キャッシュカードのコピー又はネットバンキングの支店名・口座・名義人がわかるページの写しとする。

(本人確認書類)

第 14 本人確認書類とは次のいずれかとする。

- (1) 運転免許証 (表面) の写し
- (2) 健康保険証 (表面) の写し
- (3) 日本国旅券 (パスポート) (顔写真記載ページ) の写し
- (4) マイナンバーカード (表面) の写し

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 7 日から実施する。